

竹田市総合文化ホール使用料に関する補足

① 料金表、備考欄 1 に関する補足

減額に関しては、2 日以上連続した大ホール利用時の本番日以外の日が該当する。
他会場で行われる本番に向けてのリハーサル及び練習のみの利用に関しては該当しない。

② 料金表、多目的ホール「展覧会等で 2 日以上使用」の際の使用に関する補足

市民や一般の方の芸術作品や記録資料等を準備含め 2 日以上展示する際に適用。
営利目的の利用には適用されず、チャリティイベント等非営利の販売利用に関しては事務局内で協議の上判断する。

③ 大ホール利用時の備品使用料に関する補足

大ホールで使用する場合の附属設備等使用料は、料金表で定める「午前 9 時から正午まで」(3 時間)、「午後 1 時から午後 5 時まで」(4 時間)及び「午後 6 時から午後 10 時まで」(4 時間)を一の利用区分とし、それぞれの時間数を乗じて得た額とする。この場合において 2 以上の時間帯区分を継続して利用した場合の「午前 9 時から正午まで」、「午後 1 時から午後 5 時まで」及び「午後 6 時から午後 10 時まで」の間における当該附属設備等使用料は、徴収しない。

④ 事前準備含め 2 日以上連続して備品を使用する際の使用料に関する補足

連続した複数日で施設を利用し、かつ事前準備等で備品(ひな壇等)を設置したままにした場合、設置していた時間も含め、附属設備使用料を徴収する。

(例)本番前日 15 時から準備し、17 時に終了。その後閉館までの 5 時間備品をそのままにし、翌日 9 時から使用し、本番の終わった 16 時から片づけた。この場合の備品利用時間は 14 時間となる。